

## 令和7年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、主とした収益が診療報酬や介護報酬などの公定価格であり、燃油価格の高騰の影響を価格転嫁できず、経済的な影響を受けている社会福祉施設に対して、サービスの安定的な提供を支援することを目的として、利用者の送迎や居宅への訪問等のサービス提供に使用する車両の燃油代に係る、前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

- (1) 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (b) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
  - (c) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
  - (d) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
  - (e) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
  - (f) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
  - (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不當に利用している者でないこと。
  - (h) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）を始めとする法令に規定される別表に掲げる前橋市内に所在する事業所又は施設（国、県又は市が運営する事業所又は施設を除く。）を運営する法人の理事長等代表者（以下「運営者等」という。）であること。
- (3) 令和7年7月1日時点において、運営者等が燃油価格高騰分を含む燃油代を負担する車両を使用した利用者の輸送・送迎、社会福祉施設職員等による利用者の居宅への訪問又は利用者の医療機関への通院を含むサービスの提供を実施していること。
- (4) 令和7年6月中において、前項のサービスの提供の実績が1日以上あること。
- (5) 令和7年度において、燃油価格高騰の影響による自動車燃油代の支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。

### (交付額及び交付に係る要件)

第3条 支援金の交付額及び交付に係る要件は別表のとおりとする。

### (交付申請及び申請方法)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を入力し、次に掲げる書類を添付の上、電子申請により市へ提出するものとする。

- (1) <別紙1>申請事業所一覧表
  - (2) <別紙2>事業所別該当自動車一覧表
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請において、複数のサービスを一体的に行っている事業所については、いずれか一つのサービスを選択して申請するものとし、同一の車両について重複して申請することはできないものとする。
- 3 第1項の申請において、複数の事業所で同一の車両を使用している場合は、主たる事業所において申請するものとし、同一の車両について重複して申請することはできないものとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、申請書類等の審査及び調査等を行い、必要に応じて現地を調査した上で、支援金の交付決定を行うものとする。

- 2 交付決定した場合は、令和7年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、指定された金融機関の口座へ振り込むものとする。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきないと認められたときは、令和7年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により支援金の交付申請を行った運営者等に通知するものとする。

(受付期間)

第6条 支援金申請の受付期間は、令和7年7月1日から令和7年8月29日までとする。

(交付申請の変更等)

第7条 運営者等は、交付申請の内容を変更し、又は取下げしようとする場合は、変更等申請書（様式第4号）を提出するものとする。

(その他)

第8条 市長は、支援金の交付の決定後、申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還等を求めることができるものとする。

- 2 市長は、要件を確認する上で必要である場合には、運営者等に対し、実地調査・報告・追加資料の提出等を求めることができるものとする。
- 3 支援金の交付を受けた運営者等は、下記の書類について、交付を受けた日から5年間保管するとともに、前項の求めに対して提示するものとする。
- (1) 交付申請書類の写し
  - (2) 収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等）
  - (3) 申請した自動車と保有者との関係を示す書類（車検証、車庫証明等）
  - (4) 自家用車の場合、保有者と事業所の関係を示す書類（雇入通知書、労働条件通知書、給与明細等）
  - (5) 常勤換算算定の基となる令和7年6月分の勤務表（実績）
- 4 支援金の交付を受けた運営者等は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及びこの要綱に記載の交付条件を遵守し、事業を行うものとする。
- 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

1 交付の対象サービス	<p>&lt;介護区分&gt;</p> <p>【通所系】 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション 【多機能型】 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 【短期入所系】 短期入所生活介護、短期入所療養介護 【訪問系】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援 【入所施設・居住系】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 【地域包括支援センター】</p> <p>※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」を、「訪問介護」には同「訪問型サービス」を、「居宅介護支援」には同「居宅介護予防支援」の指定を受けたものを含む。</p> <p>※医療みなしの対象である保健医療機関（医科、歯科）及び保険薬局は対象外となります。</p> <p>&lt;障害福祉区分&gt;</p> <p>【通所系】 療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス 【入所系】 施設入所支援、共同生活援助、短期入所 【訪問系】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 【相談系】 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、障害児相談支援</p>
2 交付の対象車両	(1) 運営法人又は事業所名義の車両のほか、リース契約車両、事業所の従業者から借り上げた車両、従業者が利用者の自宅への訪問に使用している自家用車等を含む。 (2) ガソリンや軽油等を燃料とする四輪車及び二輪車（ハイブリッド車を含む）。

	<p>(3) 利用者の送迎（施設外就労先への移動や医療機関の受診のための移動を含む）、利用者宅への訪問等のサービスを提供するために使用しているもの。</p> <p>(4) 従業者の通勤や、就労系事業所による取引先への納品など生産活動の一環として使用している車両は含まない（利用者の送迎等と兼用している車両は対象とする）。</p>
3 支援金の交付額	<p>&lt;介護区分&gt;</p> <p>「1 交付の対象サービス」中</p> <p>(1) 【通所系】【多機能型】 車両1台あたり 22,000円</p> <p>(2) 【短期入所系】【訪問系】【入所施設・居住系】【地域包括支援センター】 車両1台あたり 13,000円</p> <p>&lt;障害福祉区分&gt;</p> <p>「1 交付の対象サービス」中</p> <p>(1) 【通所系】 車両1台あたり 22,000円</p> <p>(2) 【入所系】【訪問系】【相談系】 車両1台あたり 13,000円</p>
4 交付の要件	<p>「1 交付の対象サービス」中、</p> <p>&lt;介護区分&gt;のうち、 訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援</p> <p>&lt;障害福祉区分&gt;のうち、 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援</p> <p>に係る1事業所あたりの申請可能な車両の台数は、当該事業所において勤務した直接処遇職員（訪問介護員等、看護師等、介護支援専門員、相談支援専門員）の令和7年6月分（6月1日から6月30日まで）の勤務実績の常勤換算後の人数（小数点以下の端数がある場合は第一位を切り上げ）までとする。</p> <p>※運営者等が職員の自家用車に対して燃油代を定額支給しており、支給額が変わっていない（燃油価格高騰分を運営者等が負担していない）ものについては対象外とする。</p>